

令和5年度(2023年度)八王子市新型コロナウイルス感染症対策
地域医療体制整備事業補助金 交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として、市内医療機関が負担するかかり増し費用等の一部を令和4年度(2022年度)予算の範囲内において補助することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年5月16日八王子市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大による医療崩壊を防ぐため、新型コロナウイルス感染症患者等を円滑、適切かつ確実に受け入れるために必要な費用の一部を負担することにより、地域医療体制の維持・充実を図ることを目的とする。

(交付対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、別表第2欄に定める者とする。

(交付対象事業)

第4条 補助事業者が実施する別表第1欄に定める事業とする。

(交付額の算定方法及び交付対象経費)

第5条 補助金の交付額は、別表第3欄に定める基準額により算定された額と、実支出額から収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付対象経費は別表第4欄に定める経費とする。

3 他の制度による補助等の対象となっている経費がある場合には、この補助金の対象経費から、当該他の補助金等相当額を除いたうえで、交付額を算定するものとする。

(交付対象期間)

第6条 補助対象期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助対象期間中に、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、その内容が適切であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付するものとする。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(内容変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の変更等をしようとする場合、速やかに補助事業(変更・中止・廃止)申請書(第3号様式)により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承諾書（第4号様式）により、申請者に通知する。

（事故報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、第8条の交付決定を受けた後に、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の支出）

第14条 補助金の請求があったときは、市長は速やかに補助事業者に対し、補助金を支出するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、2か月以内に必要事項を記載した補助事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別表第1欄（1）の事業については、手続きを省略するものとする。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（交付決定の取消）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（4）前3号のほか、規則、この要綱及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第20条 「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うこととする。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

別表

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 感染症対策支援事業	市内医療機関	実費	感染症対策として実施する研修等に係る経費 地域が一体となって連携することを目的として実施するものに限る。	10分の10